

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人谷岡学園
②設置大学名称	大阪商業大学
③担当部署	大学運営企画室
④問合せ先	06-6781-0498
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 22 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 26 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://ouc.daishodai.ac.jp/profile/disclosure/governance/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、建学の理念とそれに基づく大学の使命・目的を「大学ホームページ」「大学案内」「キャンパスガイド」等に、教育目的を「大学ホームページ」「履修の手引き」等に明記することで、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学は、大学の使命・目的及び教育目的並びにこれに基づく三つのポリシーを整理し、それらを「大学ホームページ」や「履修の手引き」等に明記することで、学生等に明示している。また、本学園事業計画制度と自己点検・評価を連動させる形で、要改善事項については中長期的な計画及び単年度計画に反映し、計画的に教育環境等の向上、充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学は、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を学則に基づき整備している。 本学の教育研究実施組織は「学則」第7条に規定している。同条では、教育研究実施組織は学長のほか、学部長その他の教員の職位を定め（第1項）、学長が学務を統括運営すること（第2項）、必要に応じて副学長を置くことができること（第3項）を規定している。同第10条では、教授会での審議事項を学長が定め（第1項）、これに該当する事項については教授会の議を経て学長が決定すること（第2項）、教授会の運営に関する事項については「大阪商業大学教授会規程」に定めること（第3項）を規定している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、教職員で構成される各種委員会のもと、教職協働により取り組んでいる。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学は、FD推進組織として「FD委員会」を設置し、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向けた取組みを推進している。また、SD推進組織として内部質保証委員会の下に「SD推進委員会」を設置し、教職員の専門性と資質の向上のため、SDに係る取組みを計画的に実施している。 FDの取組みはFD委員会が担っており、年度当初の委員

	会において当該年度の取組み内容及び計画について審議、承認している。また、SD の取組みは内部質保証委員会により年度当初に方針が示され、その方針に則ってSD 推進委員会で具体的な計画を策定している。
--	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学は、学園の事業計画制度に則り、5 年間を基本とする中期計画（※）を策定している。中期計画では期末のありたい姿をビジョンとして示し、その達成に向けた投資計画として重点的に取り組む戦略や具体策を明らかにしている。当該計画の策定にあたっては、大学機関別認証評価結果や学内外の環境変化予測及び学外有識者の意見等を踏まえ、事業推進会議で審議し、策定している。 ※直近の策定期間は令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度まで。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	本学は、中期計画に基づく単年度計画を策定し、実行している。単年度の事業計画については、4 月から 9 月までを上期、10 月から 3 月までを下期とし、半期ごとに進捗状況を取りまとめ、理事会に報告している。単年度の事業計画の遂行結果は、決算情報とともに、自己点検・評価を通して振り返り、改善点、修正点がある場合には、次年度の単年度計画に反映するとともに、必要に応じて中期計画も修正し、当初の中期計画の達成に資するよう努めている。なお、当該年度 1 年間の事業報告を学園ホームページにて学内外に公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、開学以来、建学の理念「世に役立つ人物の養成」の具現化を使命とし、教育者視点である教育方針「実学教育」及び教育方針「広義の読解力」に基づいて策定したカリキュラム・ポリシーにより、教育課程を編成し、現代社会が求める人材の育成に努めている。また、地域の方も対象とした公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）、履修証明プログラム等を通して地域社会に学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学は、「地域連携ポリシー」に則り、地方自治体や地域産業界を含む地域社会と連携し、地域課題の解決に

	向けた取組みを行っている。その一例として、フィールドワークゼミナールでは、自治体や企業の抱える課題解決策を提示し、実行していくことを通して教室で学んだ理論を現実の地域社会において実践し、課題解決に貢献している。また、本学がもつ知的資産は、紀要・研究叢書の出版や、講演会の開催等により地域社会に還元している。
--	--

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	改正障害者差別解消法施行を受け、令和 5(2023)年度以降、「障がい学生支援委員会」を中心として本学における合理的配慮の適切な運用に向けた取組みを進めている。また、入学試験制度においては、外国人留学生入学試験を実施する等、多様な人材の受け入れを行っている。 教職員の採用にあたっては、求める能力（学問分野や職務内容）を明示し、それに適う人材か否かを慎重に見極めることを念頭に、公正に対応している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員及び評議員等の選任にあたっては、個々の資質・能力・経験に基づいた人選を行っている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任については、寄附行為に明確に定めている。本学園では理事選任機関は理事会としており、その選任過程については決議録に記録し保管している。また、理事長は本法人を代表し、その業務を総理することを寄附行為に定めている。理事長は、毎年度の年頭挨拶や学園広報誌で学園の方向性等について発信している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事長を補佐する代表業務執行理事として副理事長を置き、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進している。また、各理事の職務・役割については理事会において決定し、各理事は法令及び寄附行為を遵守し、本法人のために忠実にその職務を行っている。理事長及び副理事長は評議員会に出席し、評議員から求められた事項について説明を行うことで、理事会と評議員会の建設的な関係性を維持している。

実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省や日本私立大学協会等の研修や学園主催会議への出席依頼のほか、各設置校の行事を案内し、参加機会を提供している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為の定めにより、監事の独立性を確保する観点重視し、評議員会の決議によって、監事3名を選任している。財務情報の透明性と信頼性担保の観点より評議員会において会計監査人を選任している。また、選任過程については議事録に記録し保管している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査室は、法令、理事会経営方針及び学園諸規程に準拠し、業務の適正かつ効率的な執行及び不正防止を図るとともに、業務改善及び健全経営を実現し、もって学園の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的に、監査計画を策定し監査を行っている。 監査室は、監事と連携し、監事による監査を支援するとともに、会計監査人が行う監査に協力・連携し、監査の効率的な実施に努めている。三様監査推進懇談会等を毎年度開催し、会計監査人、監事、監査室が情報共有、意見交換を行っている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事間情報交換会にて情報提供を行っている。また、文部科学省及び大学監査協会等の研修を案内している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、寄附行為に明確に定めており、創立者縁故者、法人職員、設置校卒業生、学識経験者など、大学の教育又は特性への理解があり、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任している。また、選任過程については議事録に記録し保管している。
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の招集については、理事会の決議により理事長が招集すると定めており、評議員会における議決事項についても明確にしている。評議員は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役

	員から報告を徴することができることとしており、理事会との建設的な協働や相互牽制体制を確立している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	文部科学省や日本私立大学協会等の研修や学園主催会議への出席依頼のほか、各設置校の行事を案内し、参加機会を提供している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人谷岡学園危機管理規程、学校法人谷岡学園危機対策本部設置規程を基軸とした「危機管理マニュアル（大阪商業大学用）」や「大阪商業大学消防計画」を整備している。また、防災計画は事業継続計画（BCP）として整備しており、その他、事業継続計画（BCP）として策定すべき項目を列挙し、順次着手している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学は、全ての教育・研究活動、業務に関し、毎年度実施している自己点検・評価において、法令等の遵守状況について点検している。また、公益通報者保護法に基づく学校法人谷岡学園公益通報に関する規程を整備し、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を設置している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学は、情報公開に対する方針の下、学校教育法、学校教育法施行規則等の規定に基づく情報のほか、自己点検・評価の結果を含め、本学独自の判断により、情報を公表している。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学のステークホルダーへの説明責任を果たすため、ステークホルダーが必要とする情報を、具体的かつ明確に示し、簡潔な文章で記しているほか、適宜、図表を用いて整理している。また、大学ホームページでは、情報公表のページを設け、大学ホームページ内へのリンクも含め、網羅的に閲覧できるよう工夫している。 特に「自己点検評価報告書」は、前年度の活動を振り返り、本学の実態を広く社会に公表するものであることから、適切かつ分かりやすいものとなるよう、表現

	の工夫・改善を行っている。
--	---------------

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明